

人文科学研究所紀要応募要領

1. 資 格

人文科学研究所の所員とする。

ただし、大学院博士後期課程の学生は、指導教授の推薦を得て応募することができる。

2. 募集件数

そのつど運営委員会が決定する。

3. 文字数

和文の場合は 14,000 字以上 40,000 字以内、欧文の場合は和文に準じることとする。

ただし、図、表、写真、レジュメ等は、原稿枚数に含む。

4. 体 裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。

5. 凸版原図

版下図は著者において作成する。

6. 校 正

原則として 2 校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。

7. アート紙の使用

予算との勘案で自己負担とする場合がある。

8. 概 要

和文の場合は、規定枚数とは別に、欧文概要（約 500 語）を付する。

9. 採 否

運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する 1～2 名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

10. 抜 刷

50 部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

附 則

1. この要領は、1991 年（平成 3 年）4 月 1 日から施行する。（所報 20 号）
（応募資格の変更）

2. この要領は、1992 年（平成 4 年）4 月 1 日から施行する。
（欧文原稿の作成要領の新設、校正回数の変更、字句の修正、条数の移動）

3. この要領は、1993 年（平成 5 年）4 月 1 日から施行する。
（査読の新設）

4. この要領は、2007 年 4 月 1 日から施行する。（査読者の人数の変更）
（原稿枚数表記から文字数への変更および文字数の改定、字句の修正）

5. この要領は、2022 年 8 月 1 日から施行する。

人文科学研究所の査読に関する内規

(査読制度の目的)

第1条 明治大学人文科学研究所が公表する研究成果（紀要に掲載する論文及び叢書）が人文科学の発展に寄与しうるように、その質的な向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

(査読の対象)

第2条 人文科学研究所が公表する研究成果は、査読の対象とする。

(査読者)

第3条 人文科学研究所運営委員会（以下、運営委員会という。）は、査読対象論文と同一のもしくは近接する研究領域を専攻する所員から叢書論文の場合は3名、その他の論文の場合は1名ないし2名を選任し、査読を委嘱するものとする。ただし、所員から査読者が得られないときは、所員以外の研究者（学外者を含む）を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

(査読基準)

第4条 査読者は提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

A：適当である。

B：一部修正のうえ再提出を要する。

C：大幅に修正のうえ再提出を要する。

D：不適當である。

2 BもしくはC判定の通知を受けた執筆者は、3週間以内に修正を行うこととする。

3 日本語以外の原稿で、かつ、執筆者が当該言語を母国語としない場合は、当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることとする。査読者はその校閲の状況も判定要素とする。

(査読結果の報告)

第5条 査読者は運営委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、DもしくはCまたはBと判定する場合は、運営委員会にその理由を付して報告する。

(採否)

第6条 運営委員会は査読者の報告を受けて審議を行い、採否を決定する。

2 人文科学研究所長は、運営委員会の議を経てのち、判定結果を速やかに執筆者に通知する。

3 BもしくはC判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は、運営委員会は修正内容を確認し判定を行う。

4 査読者の評価中、Dが一つでも含まれていれば不採用とする。

5 その他の場合は、運営委員会において適宜判断するものとする。

(異議申立・再査読)

第7条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、運営委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

2 運営委員会は上の要求を適切と認めた場合は、速やかに前回とは異なる査読者を選定し、再査読を実施する。

3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行われる。

附 則

1. 本内規の施行期日は2007年4月1日とし、同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用する。

2. この内規は2017年7月21日から施行する。(査読制度の目的及び査読の対象の表記変更)